

別表

取扱い品目

行為名	取扱い品目
飲食店行為	<p>めん類（加熱後、冷却したものを除く） ：うどん、そば、ラーメン等</p> <p>煮物類 : おでん、あんばやし、大漁鍋、カレー、シチュー、豚汁等</p> <p>焼き物類 : 焼きそば、焼きとり、焼き肉、イカ焼、お好み焼き、たこ焼き等</p> <p>揚げ物類 : フライドポテト、からあげ、串カツ等</p> <p>ご飯類 : カレーライス、天丼、コロッケ丼</p> <p>酒類（既製品に限る）</p>
	<p>飲み物類（加工を伴う生ジュースは除く） ：コーヒー、ジュース、乳、乳製品等</p> <p>氷 : かき氷（れん乳、餡は既製品に限る）、アイスクリーム類 ：ディッシュアイス（水道水又は飲用に適する水を供給できる設備を備えているものに限る。）</p> <p>その他 : フルーツポンチ、おしるこ、ぜんざい、ところてん等</p>
	<p>焼き物類 : たい焼、大判焼き、みたらし団子、五平餅、ワッフル、カルメ焼き、カステラ焼、クレープ（生クリームは既製品に限る）等</p> <p>揚げ物類 : ドーナツ、揚げパン等</p> <p>あめ菓子類 : リンゴ飴、イチゴ飴、べっこう飴等</p> <p>その他 : バナナチョコ等</p>
	ソフトクリーム（殺菌済み、かつ、調理済みの原材料を使用し、自動製造機で製造するものに限る。）

備考

- (1) 牛、豚の丸焼きは、切り取った後再度加熱したものに限る。（焼肉の扱い）
- (2) 生卵（加熱不十分の卵を含む）を使用するご飯類、めん類等の提供は行わないこと。
- (3) ご飯類は、上記の品目に限ること。また、ご飯に食品をのせる場合は、盛りつけ及び簡易な施設で加熱調理したものに限ること。
- (4) おにぎり、チャーハン等のご飯のさらなる調理、加工は行わないこと。
- (5) サラダ類の調理、加工は行わないこと。
- (6) 生野菜、果物（缶詰等は除く）等の加熱を伴わない食品のトッピング等は行わないこと。
- (7) フルーツポンチ、ところてん等は、缶詰等の既製品を使用し、盛り付ける行為のみとする。